

令和3年1月21日

保護者各位

那覇市立仲井真中学校
校長 長嶺 肇
(公印省略)

沖縄県緊急事態宣言に伴う対応について (お知らせ)

時下、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素より本校の教育活動に対しご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、みだしのことにつきまして、沖縄県緊急事態宣言が発令されました。発令中も、これまで同様に「発熱等の風邪症状が見られる生徒」「同居の家族の発熱等の風邪症状が見られる生徒」等は、出席停止となります。本校区内においても感染者が多く発生していることから、学校としても非常に危惧しているところであります。

つきましては、下記のことをご確認の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 感染症対策として登校できない「出席停止」とする場合

- (1) 生徒の感染・同居家族の感染が判明している。
- (2) 生徒が感染者の濃厚接触者、または検査を保健所等から指示されている。
- (3) 生徒に発熱等の風邪症状が見られる。(症状がなくなれば登校可能)
- (4) 生徒の同居の家族に発熱等の風邪症状が見られる。(症状がなくなれば登校可能)
- (5) 生徒の家族が濃厚接触者、または検査を指示されている。
- (6) 検査の結果、陰性であったが保健所等から自宅待機を指示されている場合。
- (7) 基礎疾患等の事情により、主治医等から登校すべきでないと指示されている場合。

2. 学校への連絡について

- (1) 上記の内容で登校できない場合は、早めにご連絡下さい。
- (2) 本人や同居の家族が濃厚接触者となった場合や、PCR検査等を受ける場合は、すぐに学校へ連絡下さい。※検査の結果を待つことなく、至急の連絡をお願いします。

3. その他

- (1) 毎日の検温等「健康観察シート」の記入、サインをお願いします。